

## 建設関連業務委託に係る最低制限価格について（平成30年7月1日）

市が発注する建設関連業務委託に係る最低制限価格について、下記のとおり算定することとしたのでお知らせします。

### 記

#### 1 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格

（1）最低制限価格は、予定価格に80%（地質調査業務は85%）を乗じて得た額とする。  
（計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。）

（2）測量・建設コンサルタント業務とは、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。

#### 2 適用

平成30年7月1日以降に指名通知を行う建設関連業務委託契約から適用する。